



盛岡市プレスリリース

～輝きが増し 活力に満ち 夢をかなえるまち盛岡～

令和8年7月28日
商工労働部
ものづくり推進課

市政記者クラブ加盟社 各位

【原油価格・物価高騰対策】 岩手県制度融資への保証料補給の開始について（お知らせ）

盛岡市では、中東情勢等に伴う原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者の事業継続に向け、市内中小企業者が岩手県制度融資「中小企業経営安定資金（原油高対策）」を利用する場合に、貸付けに係る保証料の補給を実施します。

つきましては、事業開始について御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 補給対象となる県制度融資

岩手県中小企業経営安定資金（原油高対策）

2 市からの補給額

保証料の2分の1

※岩手県が実施する保証料補給（保証料の2分の1）に加え、残りの2分の1を市が補給します。

3 補給対象期間

令和8年8月1日から12月15日までの貸付分

4 補給要件

- ・融資の申し込みの日において引き続き1年以上市の区域内に住所を有していること。
- ・融資の申し込みの日において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- ・納期の到来した市町村税を完納していること。

※条件変更に伴い追加で生じる信用保証料及び既往借入金を借り換える場合の信用保証料については、補助対象外とする。

5 申込手続等

商工会・商工会議所にご相談のうえ、取扱金融機関へお申込みください。

制度の詳細は、岩手県ホームページをご確認ください。

(<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/kinyuu/1009133.html>)

【問い合わせ先】

商工労働部ものづくり推進課
担当：津川（つがわ）
電話：019-626-7538